

別表第3 - 1 職員の移管

| 特別区の設置の日の前日における大阪市の職員数見込み | 特別区の設置に伴う移管先 | | |
|--|-----------------------------------|---------------------------------|------------|
| <p>合計 約 35,300 人 (内訳)</p> <p>市長部局等 約 13,000 人 消防 約 3,500 人 学校園 約 14,100 人 経営形態の見直し部門 約 4,800 人</p> | <p>特別区等 合計 約 15,800 人</p> | 淀川区 | 約 2,400 人 |
| | | 北区 | 約 2,800 人 |
| | | 中央区 | 約 3,100 人 |
| | | 天王寺区 | 約 2,600 人 |
| | | 一部事務組合 | 約 300 人 |
| | | 学校園 ※1 | 約 1,700 人 |
| | <p>大阪府 合計 約 19,500 人</p> | 経営形態の見直し部門※2 (一般廃棄物、保育所、弘済院) | 約 2,800 人 |
| | | 知事部局等 | 約 1,700 人 |
| | | 消防 | 約 3,500 人 |
| | | 学校 | 約 12,400 人 |
| 経営形態の見直し部門 (水道、下水道、博物館、環境科学研究センター等) | 約 1,900 人 | | |

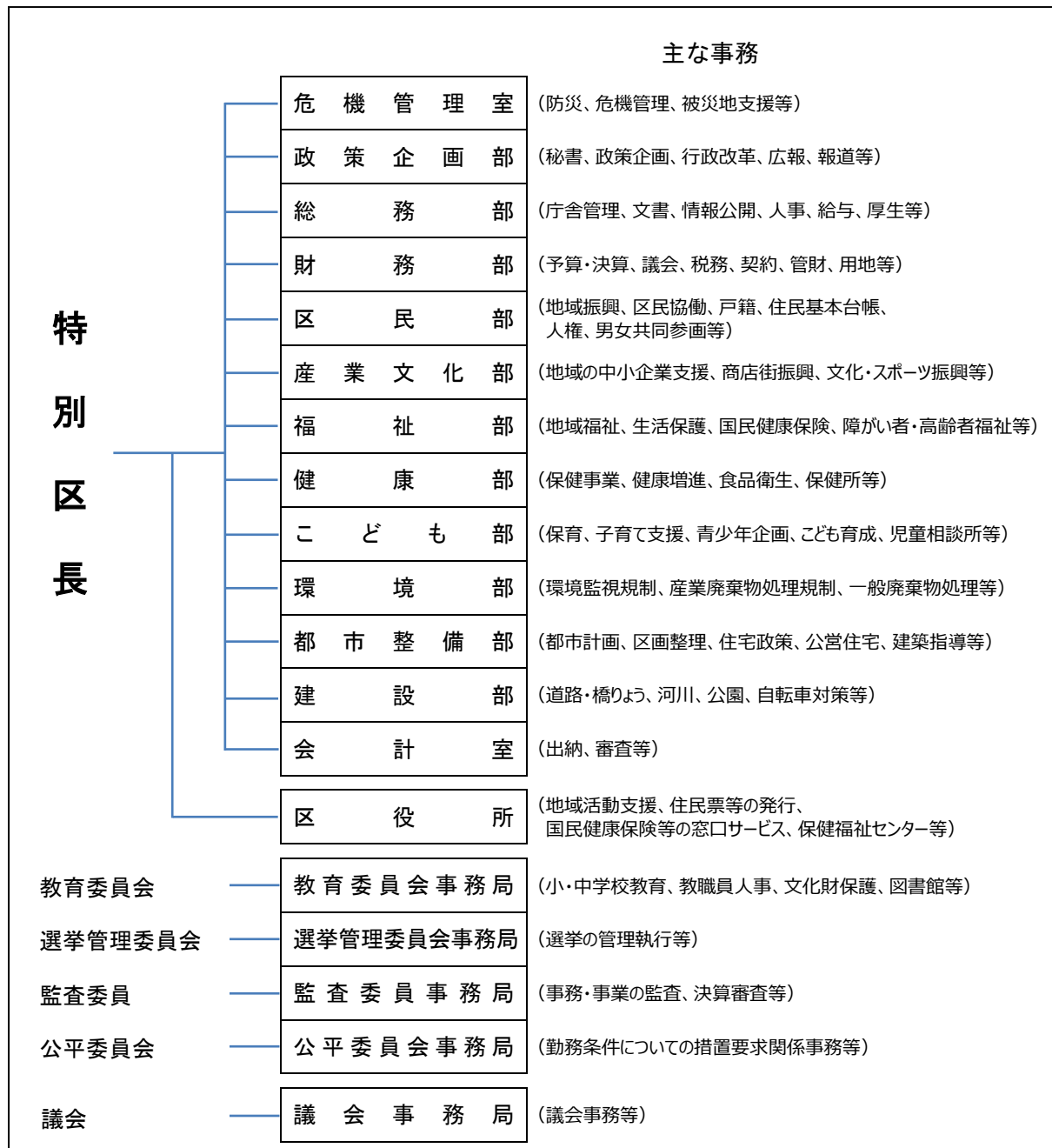
※1 各特別区の合計

※2 各特別区の合計及び一部事務組合

備考

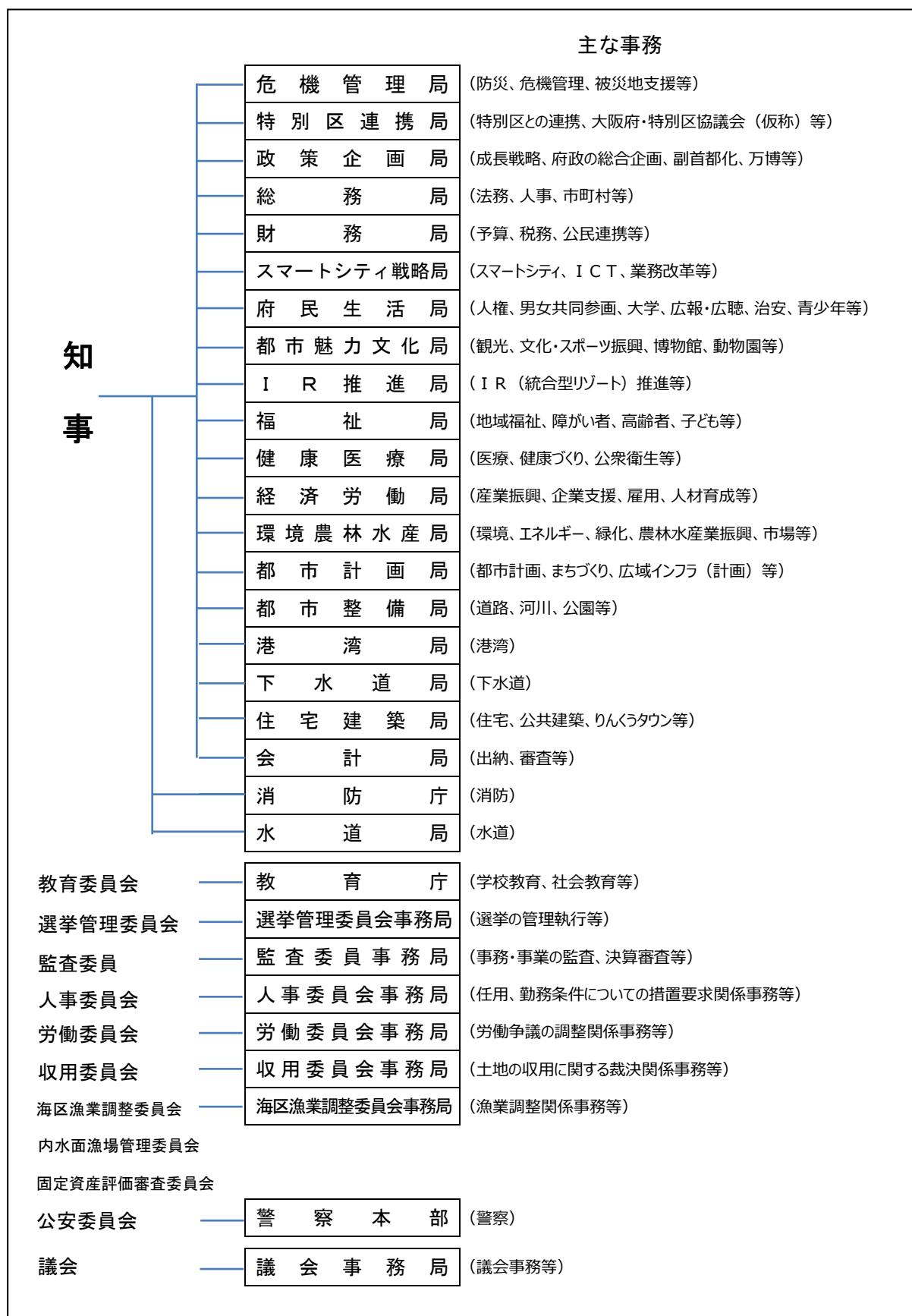
- ・原則として事務の分担に応じて職員を移管。
- ・※1及び※2の職員(一部事務組合に移管される弘済院の職員を除く。)は、当該事務の管理区域が属する特別区への移管を基本とする。
- ・職員数は、平成28年総務省定員管理調査の職員数を基本に、実施済みの経営形態の変更などを反映するとともに、特別区設置に向けた増員を見込んでいる。
また、職員数は情勢の変化などにより変動する可能性がある。
- ・職員数は、端数処理の影響で、合計等において一致しない場合がある。
- ・上表とは別に、事務の分担に応じて、大阪府から特別区へ職員を移管(各特別区の合計 約 10 人)。

別表第3 - 2 特別区の組織機構



※ 上記については、変更の可能性がある。

別表第3 - 3 大阪府の組織機構



※ 上記については、変更の可能性がある。